

# 皆様からの寄附をお願いします

## NPO 基金を支える3つの寄附方法



### 1 一般寄附

広くNPO活動の推進のために活用します。

### 2 分野希望寄附

特定非営利活動促進法(NPO法)に定める活動分野をもとに、支援したい分野を指定する寄附方法です。

下記19の分野から選択できます。

- 保健・医療・福祉
- 学術・文化・芸術・スポーツ
- 国際協力
- 職能開発・雇用拡充
- 社会教育
- 農山漁村・中山間地域支援
- 男女共同参画
- 経済活動
- まちづくり
- 災害救援
- 子どもの健全育成
- 消費者保護
- 観光振興
- 地域安全
- 情報化社会
- NPO支援
- 環境保全
- 人権・平和
- 科学技術

#### ネーミング事業

##### 一般寄附

##### 分野希望寄附

50万円以上の寄附を

いただいた方は、

県の助成事業に愛称を付ける

ネーミング事業を

利用できます。



### 3 団体希望寄附

基金登録団体の中から、支援したい団体を希望できる寄附方法です。  
基金登録団体は、ホームページ「NPOコバトンびん」で御確認ください。



埼玉県NPO情報ステーション  
NPOコバトンびん

埼玉県NPO基金の状況やNPO活動などNPOに関する情報が満載のホームページ

コバトンびん

検索

<http://www.saitamaken-npo.net/>



## 税法上の優遇措置

### 【法人の場合】

寄附金額の全額を損金算入することができます。

### 【個人の場合】

#### ①ふるさと納税制度

寄附額のうち2千円を超える部分について所得税・個人住民税から原則として全額が控除されます。

(一定の上限があります)

#### ②相続税

相続した財産を申告期限内に寄附した場合その寄附した財産は、相続税の課税価格に算入されません。

(一定の要件があります)

税の控除を受けるためには【確定申告】が必要です。

詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を御利用いただくと、確定申告が不要となります。

(適用には一定の要件があります)

税法上の優遇措置に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部税務課 TEL 048-830-2651

## 感謝状・協力証の贈呈

●個人で10万円、団体で50万円以上の寄附で知事から感謝状を贈呈いたします。

●個人・団体を問わず、1万円以上で協力証を贈呈いたします。

協力証は、埼玉県立近代美術館所蔵の名画をデザインしたものになります。  
(参考写真)



## バナー広告掲載

寄附金額が団体で50万円以上の場合、ホームページ「NPOコバトンびん」にバナー広告を掲載いただけます。(要申込)



## Saitama 共助Style

シェア  
大歓迎!

県内のNPO活動や共助の取組に関する様々な情報をfacebookで発信中!

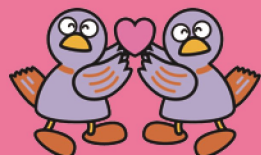
saitama 共助

検索

<http://www.facebook.com/saitama.kyojo.style>



## 寄附の方法 / NPO 基金への寄附は、次の2つの方法です。



1

専用の振込用紙(寄附申込書)で金融機関からお振込み

共助社会づくり課あてに、電話・ファクス・電子メールにて御連絡下さい。  
専用の振込用紙(寄附申込書)とNPO基金リーフレットをお送りします。

2

インターネットサイト「Yahoo! ふるさと納税」「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済

インターネットサイト「Yahoo! ふるさと納税」「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済で寄附いただけます。県で寄附が確認できたら、後日「寄附証明書」を郵送いたします。

Yahoo! ふるさと納税 URL

<https://furusatonouzei.yahoo.co.jp/list/11000/K76>



ふるさとチョイス URL

<https://www.furusato-tax.jp/city/usage/11000>

